

お客さま各位

日新火災海上保険株式会社

「新総合自動車保険ユーサイドご契約のしおり」の記載誤りについて（お詫び）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車保険「ユーサイド」をご契約いただいたお客さまに送付いたしました「ご契約のしおり」について、記載内容の一部に誤りがあることが判明しました。ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。

つきましては、下記「誤りの内容」および「正誤表」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後はこのようなことが発生しないよう努めてまいりますので、何卒ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

<誤りの内容>

◆「新総合自動車保険ユーサイドご契約のしおり」197ページ

「ファミリーバイク特約（人身傷害なし）」の第6条（保険金を支払わない場合－賠償責任）の一部に誤りがありました。具体的には、下記正誤表のとおり、第6条②の冒頭「**保険者**の使用者の所有する・・・」について、正しくは「**保険者**」ではなく「**被保険者**」となります。

<正誤表>

◆ファミリーバイク特約（人身傷害なし）

誤	正
<p>第6条（保険金を支払わない場合－賠償責任） 当社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <p>② 保険者の使用者の所有する原動機付自転車^{（注）}を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第7条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。</p>	<p>第6条（保険金を支払わない場合－賠償責任） 当社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <p>② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^{（注）}を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第7条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。</p>

以上